

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること
  - 注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：バングラデシュ 担当：地球環境部  
案件名：持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト

1 契約予定期間：2013年7月中旬～2016年6月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における治水、あるいは水資源管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月29日から2013年5月31日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月29日から2013年6月3日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月14日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月下旬
- (5) 契約交渉 : 7月上旬

5 業務の目的

バングラデシュ国（以下「バ」国）は、ガンジス川（パドマ川）、ブラマプトラ川（ジャムナ川）、メグナ川の3つの国際河川（総流域面積：172万km<sup>2</sup>）の下流域に位置している。国土の約8割が洪水氾濫原であり、その洪水氾濫原の約5割が標高5m以下の低平地である。「バ」国の全国平均年間降雨量は約2,200mmであり、全降雨量の約80%が集中する雨季（4月～10月）には毎年国土の約2割が浸水する。また、ベンガル湾で発生するサイクロンの襲来は、沿岸部及び低平地に甚大な被害をもたらしている。このような気象条件、洪水に対して脆弱な地形条件、1974年比で約2倍に増加した人口、経済発展による社会環境の変化などの要因により、2004年6月の洪水では、3,600万人を超える被災者が発生し、約22億USDの多大な経済被害が生じている。

「バ」国では洪水による人的被害及び経済被害を軽減するために、水資源開発庁（Bangladesh Water Development Board：BWDB）による堤防等の建設及び維持管理が行われているが、施工や維持管理の不良に起因する堤防決壊等による被害が繰り返し発生し、多くの資産の消失や避難民の発生に繋がっている。

BWDBによって2011年までに建設された堤防は10,405kmあるが、堤防建設時に機械による十分な締固めが行われていないケースがあり、堤体沈下や雨水や河川水の浸透による漏水などを引き起こし、堤体の弱体化に繋がっている。堅固な堤体建設に必要な含水比や粒度の調整も殆ど行われていない等、施工品質上の課題もある。また、維持管理に係る基準等も無く、被災ごとに復旧工事を繰り返している。以上のように施工や維持管理等の不良に起因する手戻りにより、貴重な自国資金を浪費している状況である。

上記のとおり、同国ではBWDBによる堤防等の河川構造物の設計、施工及び維持管理に係る基準類の策定や実証事業を通じた能力強化による効果的な洪水対策が急務となっている。「バ」国政府から我が国に対して「持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）の支援要請が出されたことを受けてJICAは2012年9月に詳細計画策定調査を行い、「バ」国側関係機関との間で協議議事録（M/M）を署名・交換し、2013年3月には討議議事録（R/D）の署名・交換がなされた。本業務は、「バ」国の河川構造物の設計・施工・維持管理の基準類の再整備を通じた技術的な課題の解決を目的として行うものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
バングラデシュ全土
- (2) 相手国関係機関  
バングラデシュ水資源開発庁（Bangladesh Water Development Board：BWDB）
- (3) 業務内容
  - 1) 持続的な堤防設計の導入
    - ア) 設計水位、潮位、土質条件等の河川堤防の設計条件をレビューする。
    - イ) 現存の設計手法および設計基準をレビューする。
    - ウ) 複数の河川堤防の設計手法を分析し適用可能性を検討する。
    - エ) 河川堤防の設計マニュアル案を作成する。
    - オ) パイロット・プロジェクトの設計を行う。

## 2) 堤防の施工過程の改善

- ア) 現存の河川堤防の施工方法をレビューする。
- イ) 材料試験を実施し、入手可能な各材料の特性を把握する。また、最適な含水比、締固め、改良方法を検討する。
- ウ) 施工マニュアル案を作成する。なお、施工後のモニタリングを意識したものとする。
- エ) 設計と施工のためのパイロット・プロジェクトのサイトを選定する。
- オ) 河川堤防の設計および施工の評価のためのパイロット・プロジェクトを実施する。
- カ) パイロット・プロジェクトに基づき得られた知見を1)-イ、2)-ウで作成したマニュアルへ反映する。

## 3) 河川構造物の維持管理システムの確保

- ア) 河川構造物の維持管理の実施状況をレビューする。
- イ) 河川構造物の維持管理マニュアル案を作成する。
- ウ) 河川維持管理のモデル活動を実施するO&M地方事務所を選定する。
- エ) 3)-イ)で作成したマニュアルに基づき、対象O&M地方事務所において河川維持管理活動を試行する。
- オ) 3)-イ)の試行結果に基づき得られた知見を3)-イ)で作成したマニュアルに反映する。
- カ) 対象O&M地方事務所において、GISを活用した河川構造物の被災履歴および修繕履歴のデータベース化を行う。

## 4) 設計、施工、維持管理に係る横断的事項

- ア) 河川構造物の設計、施工、維持管理に関するセミナー/ワークショップを開催する。
- イ) プロジェクトに従事するBWDB職員を対象とした本邦研修を実施する。
- ウ) 作成したマニュアル類の普及と効果的活用のための行動計画を作成する。

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年7月中旬)
- (2) プログレス・レポート1 (2014年6月下旬)
- (3) インテリム・レポート (2015年4月下旬)
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート (2016年4月上旬)
- (5) ファイナル・レポート (2016年6月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/河川管理 (評価対象予定者)
- (2) 河川構造物(設計)
- (3) 河川構造物(施工・材料)
- (4) 河川構造物(積算)
- (5) 河川維持管理
- (6) GISデータベース
- (7) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2012年9月に詳細計画策定調査を実施済み。
- (3) 2013年3月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。